

温室効果ガス排出量算定方法検討会について

1．背景・目的

気候変動枠組条約第4条及び関連する締約国会議決議により、附属書 締約国（いわゆる先進国）は、自国の温室効果ガスの排出・吸収目録（インベントリ）を作成し、条約事務局に毎年提出することとされている。また、京都議定書の第3条は、附属書 締約国に温室効果ガスの全体の量が約束期間内（2008-2012年）に割当量を超えないことを確保することを求めているが、その割当量は締約国決議（Decision 19/CP.7）により、2007年1月1日までに確定された1990年のインベントリに基づき算定されることとされている。さらに、割当量の決定は京都メカニズムの参加要件の1つとされていることから、京都メカニズムを第1約束期間当初より円滑に活用していくためには、2006年9月1日までに、基準年から直近のインベントリを確定し、割当量報告書を条約事務局に提出することが望ましい。

また、地球温暖化対策推進法第7条・第8条は、政府・自治体が実行計画に基づく措置の実施状況を公表する際に温室効果ガスの総排出量を公表することとしており、その算定方法に必要な排出係数を同法施行令第3条第1項により定めている。

以上を踏まえ、京都議定書への対応に必要な期日までにインベントリの算定方法等をより精緻化すべく検討するとともに、地球温暖化対策推進法施行令による排出係数について、最新の知見を踏まえ必要に応じて検討するため、平成15年度に引き続き平成16年度温室効果ガス排出量算定方法検討会を開催する。

2．検討事項

各排出源の温室効果ガス排出量・吸収量の算定方法等の評価・検討に関すること

排出量の不確実性評価に関すること

QA/QC（品質保証/品質管理）計画の検討に関すること

インベントリ（共通報告様式（CRF）、国家インベントリ報告書（NIR））の作成に関すること 等